

「壹」から始める古田史学 I

古田史学の会事務局長 正木 裕

嬉しいことに本年度に入って新たな入会者が続いています。ただ、その中には、ホームページや最近の出版物から、新しく古田史学に興味を持たれた方もおられ、「会報は専門的すぎてよくわからない」との意見も寄せられています。そこで「『壹いち』から始める古田史学」と題して、古田史学の「概観アウトライン」を、毎号短文で連載することとしました。以前からの古田ファンには「何を今更分かりきった事をいうのか」と思われるかもしれませんが、ご辛抱してお付き合いください。

初回は、「九州王朝とは何か」、その成立から滅亡までを極めて大雑把ですが概観してみることにします。

1、天孫降臨に始まる九州王朝

我国には大和朝廷（＊近畿天皇家）に先行し、九州を本拠とする王朝が存在していました。この王朝は、紀元前二・三世紀頃、朝鮮海峡を拠点とする天照（あまてる）や邇邇芸命（ににぎのみこと）ら海人（あま）族による、大陸渡りの「青銅の武器」を使つての博多湾岸への侵攻（＊「記紀神話」では「天孫降臨てんそんこうりん」とされる）に始まりました。そして大国（＊出雲）ら旧勢力を駆逐し（＊同「国譲り」とされる）、北部九州の支配権を固め、以降、日子穗穗手見命（ひこほほでみのみこと）ら歴代の王は、徐々に九州全域に勢力を拡大していきました。

2、海外史書に見える九州王朝と見えない近畿天皇家

彼らの事績は「海外史書」に残されており、一世紀には『後漢書』にある委奴国王が漢の光武帝から金印（＊志賀島の金印）を下賜され（五七年）、二世紀には「帥升すいしょう」が漢に遣使しました。彼は九州王朝で名前の見える最初の王です（一〇七年）。そして、三世紀には『魏志倭人伝』で著名な邪馬壹（やまゐ）国の「親魏倭王」卑弥呼（ひみか）・壹予（ゐよ）が魏と交流します。さらに『宋書』等に見える五世紀の「倭の五王（＊讃、珍、済、興、武）」は九州王朝の王たちであり、『隋書』には、七世紀初頭に「日出る処の天子」を自認する阿每多利思北孤（あまのたりしほこ）が隋に遣使し、その国には「阿蘇山有り」と記されています。

また海外史書には見えませんが『日本書紀』の「神功皇后」の「モデル」にされた四世紀の「高良玉垂命こうやたまたれのみこと」や、継体に討たれたとされている、六世紀の「筑紫の君磐井」も九州王朝の王でした。さらに、近畿天皇家の「祖」とされる「神武」はその「分流」だったと考えられます。

従って、これら漢・魏・宋・隋ほか多くの海外史書に記される、歴代中国王朝や、高句麗・新羅・百済との交流は九州王朝の事績だったのでした。

一方、大和朝廷の史書である『古事記』『日本書紀』には、これら海外史書に記す王や天子は記されておらず、また、逆に海外史書に近畿天皇家の天皇名が見えません。これは大和朝廷以前の我が国の支配者が九州王朝であったことを物語っています。

3、倭国全体を統治していた九州王朝

九州王朝は倭の五王の時代、「倭王武」の上表文に見られるように九州のみならず東方（＊毛人国）、北方（＊韓半島）を支配していました。また「筑紫の君磐井」は、五一七年に最初の九州年号「継体」をたて、「磐井の律令」を制定します。そして、六世紀末には多利思北孤が物部氏を滅ぼし河内・難波を制圧、東国に直接の支配権を確立しました。七世紀に入ると彼と太子の「利」は、後に「聖徳太子の事績」とされる十七条憲法等を定め、仏法を梃として倭国全域を掌握しました。

「利」の後継者で「九州年号常色じょうしき元年（六四七）」に即位した天子は、七色十三階官位を制定、全国に評制を敷き、国宰・評督等を任命し、六五二年には全国経営の拠点として難波宮を建設するなど「大化の改新」になぞらえられる大改革を行いました。このように七世紀中葉には、九州王朝は九州にとどまらず全国を支配領域とするに至っていました。

4、九州王朝の滅亡と大和朝廷の誕生

一方、「常色の天子」の没後、次代の「筑紫君薩野馬さちやま」によって六六三年に対唐・新羅戦、所謂白村江の戦が遂行されました。この敗戦の結果、薩野馬は捕虜となり、九州王朝は勿論、従軍した豪族や民は疲弊したうえ、筑紫大地震などの天災も追い打ちをかけ、これ以降九州王朝の勢力は急速に衰えていきます。これに反し、その間、勢力を温存した天武ら近畿天皇家の台頭は著しく、「壬申の乱」等を通じて徐々に実権を掌握し、七〇一年には「大宝」という彼らの年号を建元し、律令を制定。評制を郡制に改めるなど、事実上全土の統治権を獲得していきました。そして七〇四年、唐の武則天ぶそくてんの承認を得て、名実共に九州王朝にとってかわり、我が国の支配者になりました。いわゆる「大和朝廷」の誕生です。そして七一三年に南九州に残った九州王朝の勢力を討伐、九州王朝は滅亡し、「継体」以来三十二続いてきた九州年号も「大長たいちょう」を最後に消滅しました。

その後、大和朝廷では、九州王朝の存在を消し、自らの正統性を主張するため、その史書を盗用・改変し『古事記』『日本書紀』を編纂、我が国の初元から近畿天皇家が統治していたという歴史を作り上げました。

これが古田武彦氏が長年かけて論証し、また大勢の古田史学の研究者が跡付け、付加してきた九州王朝の建国から滅亡までの歴史の概要です。

古代史の「通説」からすれば、何か「とんでもない話」のように思われるかもしれませんが、以後一つ一つ順を追って解説していきますので、初めの方は、とりあえず「読み流して」いただいて結構かと思います。次回は「『天孫降臨』の真実」を取り上げます。（＊本稿は古田氏の説を基本に私や諸氏の見解を加え作成したものです。）

「壹」から始める古田史学 II

古田武彦氏が明らかにした「天孫降臨」の真実

古田史学の会事務局長 正木 裕

1、「天孫降臨」とは何か

「天孫降臨てんそんこうりん」とは「天照大神あまてらすおおみかみの命により、葦原中国あしはらのなかつくにを治める為、邇邇藝命ににぎのみことが高天原あまたかはらから筑紫の日向の高千穂峰へ天降った」という神話の事で、戦前は“史実”であるかのように喧伝されていました。尋常小学校の「国定教科書」には、

◆大日本帝国は大神が御孫（みまご）邇邇藝命をして治めたまひし国なり。「此の国は我が子孫の君きみたるべき地なり。汝皇孫いましめみまゆいて治めよ。寶祚ほうそのさかえまさんこと天壤てんじょうときはまりなかるべし」と仰せ給へり。（略）邇邇藝命は三種の神器を奉じて日向に降りまさりき。」等と書かれ、天孫が雲に乗り降臨する挿絵もありました。戦後はさすがにこうした神話は「史実にあらず」と否定されましたが、日向に「ひゅうが」とルビがふられ、降臨の地は「宮崎なる日向」であるとする見解は全く変わっていません。

2、それは青銅の武器を持つ海人族による筑紫侵攻だった

これに対し古田氏は、『盗まれた神話』ほかで、

◆「天孫降臨神話」は大和朝廷の史官による創作ではなく、「歴史上の事実を“本質的に”反映している。それは紀元前二～三世紀頃、朝鮮海峡を拠点とする天照や邇邇芸命ら海人あま族による、稲作が盛んだった豊穰の地（豊葦原水穂国とよあしはらみずほのくに）“博多湾岸”への青銅の武器を携えての侵攻だった」とされました。

『古事記』では降臨の地は「笠紫の日向の高千穂の久士布流多気くしふるたけ」で、「此地は韓国からくにに向い真来通まきとおり、笠沙かささの御前みまえにして、朝日の直刺たださす国、夕日の日照ひでる国なり。故、此地は甚吉いとよき地」とあり、「韓国に向い真来通り」はどう見ても宮崎に当てはまりません。また、鹿児島や宮崎の「高千穂」に紀元前に遡る天孫降臨を示す遺跡もありません。

これに対し“福岡なる筑紫”では、記紀の文言と合致する地勢や、古田氏の言う天孫降臨を示す“考古学的な証拠”が多数存在します。

3、地名・伝承と一致する筑紫への降臨

まず「日向」ですが、慶長年間の福岡恰土郡高祖村櫛くぬぎに関する黒田家文書に「日向山に、新村押立」とあり、『福岡県地理全誌』恰土郡には「民家の後に、あるを、くしふる山と云」とあることから、「笠紫の日向」とは“宮崎なる日向ひゅうが”ではなく、日向ひなた峠・日向ひなた川のある福岡（筑紫）恰土郡高祖連山一帯の地と考えられます。

そこは東に「御笠川・御笠山のある御“笠”郡の地（沙は河口の砂地）」、北西に「壱岐から対馬・韓地へ通じる行路」を望む『古事記』の文面通りの地でした。

そして、『古事記』には邇邇芸命の子日子穗穗手見命ひこほほでみのみことは、「高千穂宮たかちほのみやに、伍佰捌拾歳ごひゃくはちじゅさい坐まします。御陵みささぎは、即ち其の高千穂山の西なり」とありますが、日子穗穗手見命を祭る「高祖神社」が今も高祖山の西山麓、恰土平野にあり、近辺には邇邇芸の妻木花咲耶姫このはなさくやひめを祭る「細石さざれいし神社」もあります。

このように筑紫高祖山一帯は地勢的にも、また伝承からも記紀神話に描かれる天孫降臨の地“高千穂”に相応しいところと言えます。

4、証明された「豊葦原水穗国」への侵攻

『古事記』では邇邇芸は「豊葦原水穗国」に天降ったとされています。

最近の考古学の発展で、博多湾岸から唐津にかけては、早ければ紀元前十世紀、遅くとも紀元前七世紀頃に水稻栽培が開始され、菜畑遺跡では“縄文水田”とも言うべき大規模な水田耕作施設も作られていたことが分かってきました。また、紀元前六～前二世紀頃の糸島地域の支石墓群（志登・曾根石ヶ崎・新町・三雲加賀等）からは、磨製石鏃や壁玉製管玉等の“縄文の遺物”が出土し、同時に縄文人の形質を色濃く残した人骨も埋葬されていました。

一方、紀元前二世紀頃の博多湾岸吉武高木遺跡や野方遺跡からは天孫降臨神話に見える青銅の鏡・銅剣・銅鉾等が出土し、埋葬された人骨は“弥生系”の特徴を備えています。同時に吉武大石遺跡からは“磨製石剣の切先や磨製石鏃”等も出土しますが、これらは戦闘の結果「体内に残された可能性が高い（福岡市博物館）」とされています。

こうした状況は、「水稻栽培を行い、石剣・石鏃を用い、支石墓群を残した縄文系の色彩の濃い先住民」と、「銅剣・銅矛を用いた弥生系の勢力」の間で紀元前二世紀ごろに戦闘が行われたことを示し、青銅の武具を携えた弥生人の筑紫侵攻、即ち「天孫降臨」を考古学的にも実証するものです。

5、群を抜く海人族の本拠・対馬の青銅武具

また対馬には“天照大神あまてらすおおみかみの原型”といえる「阿麻氏*留あまてる神社」があるほか、縄文後期から弥生時代の多くの遺跡が存在し、銅矛の出土は一二〇本以上に上り、九州に比べても群を抜く数となっています。また朝鮮系の出土物も多く、この地にいち早く青銅の武具が齎されたことは疑えません。一方、倭人伝に「良田無く」とあるように耕作可能地は僅かで、「新型の青銅武器はあるが作物は少ない」対馬・壱岐の海人族が、「食料は豊富だが旧来の武器しかもない」北部九州の水田地帯に侵攻し支配することは、歴史の必然だと考えられます。

氏*は、氏の下に一。 JIS 第3水準ユニコード 6C10

このように古田氏が述べる「天孫降臨の真実」は文献上も現地伝承からも、また考古学上も確認できるのです。

ちなみに、降臨前の豊葦原水穗国の“宗主国”は「出雲」でした。それは天照が天穗日命あめのほひのみことや天稚彦あめのわかひこらを派遣するも、何れも出雲大己貴おおなむちに「倭姫（ねいび*媚びへつらうこと）」して成就せず、武甕槌たけみかつちらによって大己貴や事代主ことしろぬしを屈服させ「国譲り」させてから「天降った」ことから明らかです。また、出雲神話には「金属器」が登場しないのも、彼らが支石墓人と同時代の「縄文の支配者」だったことを考古学的に裏付けるものです。

先程、『古事記』に日子穗穗手見命は、「高千穂宮に、伍佰捌拾歳坐します」とあることを述べましたが、古田氏は五八〇才とは「二倍年歴」で、二九〇年間代々「襲名」し筑紫を統治してきたことだとされています。今回はこの「二倍年歴」を取り上げます。

「壹」から始める古田史学III

古代日本では「二倍年暦」が用いられていた

古田史学の会事務局長 正木 裕

1、古代人は「長生き」だった？

二〇一四年の日本の平均寿命は、男性が八〇・五歳、女性が八六・八三歳と、明治時代の四〇歳代に比べ倍近くに伸びました。これは今日の医学の発展、医療制度・施設の整備に負うものでしょう。

それでは、江戸時代以前は何歳まで生きたのでしょうか。明治以前の天皇の寿命を見ると、百一代称光（一四二八年崩御）から江戸末期の百二十一代光明（一八六七年崩御）まで二十一代の平均が五十一歳です。

同じ二十一代の平均を、記録の信憑性の高い『続日本紀』に記す最初の天皇四十二代「文武」（七〇三年崩御）から六十二代村上天（九六七年崩御）までとすると、やはり五十一歳で、その間の最高齢は陽成天皇の八十二歳、七十歳以上は三人しかいません。従って、天皇の平均寿命は概ね五十歳前後でずっと変わっていないことになります。

ところが、遙か古代の天皇の寿命は初代「神武（一三七歳）から二十一代「雄略（一二四歳）」までの平均が九十六歳（※『古事記』）と古代の天皇は「倍も長生き」し、最高齢は崇神の百六十八歳で、百歳台が九人もいるなど到底ありえない寿命となっています。これは『日本書紀』でもあまり変わりません。

2、『魏志倭人伝』と一致する『記・紀』の天皇の寿命

通常は「『古事記』や『日本書紀』（以下『記・紀』）のこうした寿命の記事は信用できない」と顧みられていません。ところが、三世紀の『魏志倭人伝』にはこれを「裏付ける」記事があるのです。

◆『魏志倭人伝』（倭人）の寿考（ながいき）、或は百年、或は八、九十年。

これによると倭人は長生きで、寿命は平均で百歳か八十～九十歳となり、『記・紀』に記す「古代の天皇の寿命」と一致するのです。

では「『魏志倭人伝』も同様に信用できない」と言えるのでしょうか。

3、一年を二年と勘定する「二倍年暦」

古田武彦氏は「『魏志倭人伝』を信じる」という立場から、この問題に取り組み、『三国志』中に見える三百三十二名を全て調べ、死亡年齢が書かれている九十名の平均が五十二・五歳で、わずかな特例を除くと四十歳台になると割り出しました。これは「倭人伝」に記す倭人の寿命の約半分です。

次に、古田氏は裴松之による『魏志倭人伝』の注釈に注目しました。裴松之は、中国人の寿命と比較した倭人の寿命の長さを不思議に思ったのか、その理由・解釈として『魏略』を次のように引用しています。

◆『魏略』（倭人）の俗、正歳四節を知らず、但々春耕秋収を計りて年紀となす。（『魏略』は三世紀の魚豢の著）

「正歳」は正しい暦法、「四節」はこれに基づく春夏秋冬で、倭人はこれを知らず、単に春に耕し秋に収穫することを「年紀・年の区切り」、即ち一年としているというものです。春耕から秋収までは約六カ月間ですから、こうした数え方をすれば「一年（十二カ月間）に二歳年をとる」ことになり、倭人の寿命の「百歳か八十～九十歳」は、実際は「半分」で、古田氏が調べた『三国志』に登場する人物の寿命と一致します。また、先述の神武から雄略までの平均九十六歳も、二で割ると四十八歳となり『三国志』と一致するのです。

つまり、『倭人伝』で倭人の寿命は長いとされ、『記・紀』で古代の天皇が長寿だと書かれているのは、倭人がこの「年紀」を採用していたからで、実際は中国人と変わらなかったのです。

こうした研究を踏まえ、古田氏は、「古代には一年を二年と勘定する“暦法（年の数え方）”が存在

し、これにより“一年に二才”歳をとり、寿命が“二倍”に見えたのだとし、これを、『二倍年暦』と命名しました。

4、『記・紀』での継体天皇の年齢が『二倍年暦』を証明する

実は、その「具体的な証拠」が『古事記』『書紀』にあったのです。

『古事記』では五世紀末頃の雄略は一二四歳で『二倍年暦』と考えられますが、

六世紀初頭の継体の寿命は四十三歳となっています。これに対し、『書紀』では八十二歳で、しかも『書紀』では継体の崩御年について「或本では三年遅い」とありますから、まさに「二倍」の開きとなるのです。（ $82 \div 2 = 41$ 。これを二で割ると四十二、五）

こうした二倍、四十数年もの差は通常は考えづらく、継体について『古事記』は「一倍年暦」による表示に変わり、『書紀』は依然「二倍年暦」で書かれていると考えるのが合理的な解釈となるのです。

このように我が国では『二倍年暦』が六世紀初頭まで用いられており、『記・紀』と『魏志倭人伝』の「長寿記事」は決して“でたらめ”ではなかったのです。

5、「二倍年暦」の由来は稲作か

それではこうした古代日本における『二倍年暦』の由来は何なのでしょう。

日本では春秋の彼岸、盆と正月のように年二回行われる行事が多く見られ、犯した罪や穢れを祓う「大祓」の神事も六月と十二月の晦日の二回行われます。そうした神事で「御年・年」とは「穀物」、具体的には多くの祝詞に記されるように「稲」のことであり、「御年神」は稲の神を意味します。

◆（例）『延喜式祝詞』『祈年祭』御年の皇神等の前に曰さく、皇神らに依りて奉る奥津御年は、手舩に水沫晝き垂り、向股に泥晝き寄せて、取作らむ奥津御年を八束穂の茂し穂に（略）

私見ですが、春耕～秋収までの稲の神＝年神がいる期間を「一年」、秋収～春耕までの年神がいない期間を次の「一年」と数えたとすれば、「春耕秋収を計りて年紀となす」との意味が明らかになります。そして、十月には収穫を終えて年神が出雲の「大年神」のもとに帰られ「神のいない月・神無月」となり、逆に、出雲は年神が集まる「神在月」となったのではないのでしょうか。

6、九州年号の成立と共に『二倍年暦』が終わる

『古事記』の天皇年齢記述は継体が最後ですが、『日本書紀』での寿命は安閑天皇七十歳、宣化天皇七十三歳とあります。両者共在位は短く（二年と四年）継体とそう変わらない時期に崩御しており、年齢も大差ありませんから、これも『二倍年暦』の可能性が高いでしょう。

そして『日本書紀』での推古天皇の治世（即位後）は三十六年と『古事記』の治世三十五年とほぼ一致します。『古事記』は既に「一倍年暦」になっていますから、『日本書紀』の寿命七十五歳も「一倍年暦」と考えられます。

このように六世紀初め頃に『二倍年暦』が終わると考えられますが、実はその時期に九州年号「継体（五一七）、あるいは善記（五二二）」が始まっているのです。年号は中国や朝鮮半島では既に定められ、十二か月を一年とする正しい暦法（正歳四節）によるものですから、「年号制定以降」に生まれた天皇の年齢が「一倍年暦」となるのは当然といえましょう。『二倍年暦』には、まだ面白いことがあります。またの機会として、次回はその九州年号を取り上げます。

「壹」から始める古田史学Ⅳ

九州年号が語る「大和朝廷以前の王朝」

古田史学の会事務局長 正木 裕

「平成」二八年度、新年度を迎えました。古田先生が亡くならればや半年が過ぎ、三月末には古田武彦氏の「原点」といえる「邪馬壹国論」を集大成した『邪馬壹国の歴史学』が発刊されました。

氏は巻頭で「この一書は、永年の「待たれた」一冊である」と述べた後、「やがてわたしはこの世を去る。確実に。しかし人間の命は短く、書物や情報の命は長い。著者が死んだ時、書物が、情報が、生きはじめるのである。」との「遺言」ともいえる言葉を記されています。優れた研究者ならではの「至言」であり、改めて氏のご冥福をお祈りいたします。

ところで、この「平成」をはじめとする天皇の「元号」ですが、我が国では七〇一年に「大宝」が建元されて以来、南北朝時代に二系列の元号が並行していたこともありましたが、ともかくも途切れず今日まで続いています。

しかし、七〇〇以前ではどうかというと、『日本書紀』に記される「大化・白雉・朱鳥」は、「無年号期間」をはさんだ「不連続」な年号群となっています。

例えば、大化（六四五～六四九）・白雉（六五〇～六五四）が終わった後には空白期間があり、三二年後の六八六年に朱鳥と「改元」されています。直前が無年号なのに「改元」というのも奇妙なのですが、そのうえ、朱鳥は一年間しか無く、大宝までの一四年間がまたもや無年号となるのです。

一方、『二中歴』『如是院年代記』『日本帝皇年代記』『帝王編年記』『扶桑略記』『和漢年契』などの我が国の古文書や、『海東諸国記』（申叔舟。一四七一）、『日本大文典』（ポルトガルの宣教師ジョアン・ロドリゲス。一六〇四～一六〇八）などの海外資料には、「継体（五一七）あるいは善記（五二二）」に始まり、「大宝元年」直前の七〇〇年まで切れ目なく続く年号群が記されているのです。そればかりか、大和朝廷の「正史」である『続日本紀』の聖武天皇の詔報でも、『書紀』には記されない「白鳳・朱雀」年号の存在が認められます（神亀元年十月丁亥朔条「白鳳より以来、朱雀以前、年代玄遠にして、尋問明め難し」。

これらの年号は江戸時代の国学者鶴峯戊申（つるみねしげのぶ 一七八八～一七五九）が著書『襲国偽潜考そのくにぎせんこう』において、古写本「九州年号」から写したと述べているところから、一般に「九州年号」と呼ばれています。（表は『二中歴』による。但し『二中歴』の九州年号は大化六年（七〇〇）まで。以降は近年の古賀氏の研究による。）

先述の『日本大文典』には、「我が主キリシトのこの世界に出生後五二二年までは、日本人はNengo（年号）と呼ぶものを使はなかった。この年に始めてIenbui（善記）といふのが用ゐられ、それ以後現在まで年号が続いてゐる。」と書かれており、鎌倉時代の『吾妻鏡』、江戸時代の『玉勝間』や庶民の愛読書『平家物語』などにも見え、江戸時代以前は「元号」として正當に認識されていたものでした。

また宗教の分野では、『宇佐八幡文書』（大分）、『善光寺文書』（長野）、『開聞故事縁起』（鹿児島）、『伊予三島縁起』（愛媛）ほか全国の有力な寺社の縁起に広く記され、平安期の聖徳太子の伝記が九州年号で書かれていることはよく知られており、九州年号入りの「聖徳太子絵伝」を掲げ信仰の対象としていた神社もある程です。（奈良談山神社等）。さらに最近も兵庫の「赤湊神社縁起」や神奈川の「江の島縁起絵巻」にあることが確認されるなど、新たな発見が相次いでいます。

こうした事例は、明治政府が編纂した百科事典『古事類苑』（歳時部四、年號下、逸年號）にも多数収録され、ネット上で公開されています。また、一部は古田史学の会のホームページにも掲載しています。

九州年号について「鎌倉時代の僧侶の偽作」などという者もいるようですが、先述の聖武天皇の詔勅や平安時代に書かれた法令集『類聚三代格』にも記されていますから、そうした「偽作説」が成立しないことは明白です。

また「元号」はその国の主権者（最高権力者）しか建て得ないものですから、その使用例が全国に及ぶことは、「全国に及ぶ権力」の存在を示すものでしょう。そして「元号の継続」は「権力の継

続」を示しますから、これは「王朝」と言えることになります。大和朝廷にはこうした年号を建てた記録も資料もありませんから、九州年号は大和朝廷以前の「別王朝」の元号となるはずです。

そして中国の史書を見ると、我が国の九州には、紀元五七年に後漢の光武帝から「志賀島の金印」を授かった「委奴ぬ国」（『後漢書』）があり、三世紀の邪馬壹国・倭弥呼は「漢の時朝見する者あり」（『魏志倭人伝』）と書かれるようにその後継国でした。また、『隋書』に見える六世紀末から七世紀初頭の「倭たぬ国」も「漢の光武の時、使を遣し入朝し、自ら大夫と称す。安帝の時、又遣使朝貢す。これを倭奴国と謂う」「魏より齊、梁に至り、代々中国と相通ず」「阿蘇山有り」とありますから、一世紀の委奴国から七世紀の倭国まで連続する「王朝」が九州に存在したことになります。

そして表のように九州年号は「隋（五八一～六一八）」の年代を「まるまる」含んで継続していますから、「九州に存在した王朝」即ち「九州王朝」の年号だということになるのです。これを初めて明らかにしたのは古田武彦氏で、その卓見には敬服するばかりです（『失なわれた九州王朝』一九七三年朝日新聞社ほか）。

その後の研究の中で、九州年号の最も整った資料は『二中歴にちゅうれき』であることも分かりました。『二中歴』は平安時代に成立した「掌中歴しょうちゅうれき」と「懷中歴かいちゅうれき」をあわせて鎌倉時代に編集されたもので、各年号には「細注」が記され、これは九州王朝の事績の記録と考えられています。

『二中歴』では、九州年号は大化六年（七〇〇）で終わり、七〇一年には大和朝廷の年号である「大宝」が「建元」されますが、「建元」とは言うまでもなく「初めて元号を建てる」という意味です。（『続日本紀』「建元為大宝元年」）また、我が国の地方制度が「評」から「郡」に変わったのも七〇一年ですから、「評」は九州王朝の制度、「郡」は大和朝廷の制度と考えることができ、ここで主権者つまり「王朝の交代」があったことになります。

ただ、『運歩色葉集』等によれば、九州年号「大化」は七〇三年まで続き、七〇四年に「大長」と改元され、七一二年まで続いた後消滅しています。これは中央では王朝交代がありましたが、九州王朝の残存勢力は南九州に割拠していたことによるもので、七一三年に「隼人の賊を征した将軍」たちへ大規模に恩賞が与えられ、同年に近畿天皇家により「大隅国」が設置されたのと軌を一にするため、最後の九州王朝の人々は「隼人の賊」と蔑視されて討伐され、これにより九州年号も消滅したのだと考えられています。

＊『運歩色葉集』に「大長四年丁未（七〇七）」、『伊豫三嶋縁起』に「天（大か）長九年壬子（七一二）」とあり、何れも元年は七〇四年甲辰。

九州年号表				
No.	年号	長さ	元年	期間
1	繼体	5年間	丁酉	517～521
2	善記	4年間	壬寅	522～525
3	正和	5年間	丙午	526～530
4	教倒	5年間	辛亥	531～535
5	僧聴	5年間	丙辰	536～540
6	明要	11年間	辛酉	541～551
7	貴楽	2年間	壬申	552～553
8	法清	4年間	甲戌	554～557
9	兄弟	6年間	戊寅	558～558
10	蔵和	5年間	己卯	559～563
11	師安	1年間	甲申	564～564
12	和僧	5年間	乙酉	565～569
13	金光	6年間	庚寅	570～575
14	賢称	5年間	丙申	576～580
15	鏡當	4年間	辛丑	581～584
16	勝照	4年間	乙巳	585～588
17	端政	5年間	己酉	589～593
18	告貴	7年間	甲寅	594～600
19	願転	4年間	辛酉	601～604
20	光元	6年間	乙丑	605～610
21	定居	7年間	辛未	611～617
22	倭京	5年間	戊寅	618～622
23	仁王	12年間	癸未	623～634
24	僧要	5年間	乙未	635～639
25	命長	7年間	庚子	640～646
26	常色	5年間	丁未	647～651
27	白雉	9年間	壬子	652～660
28	白鳳	23年間	辛酉	661～683
29	朱雀	2年間	甲申	684～685
30	朱鳥	9年間	丙戌	686～694
31	大化	9年間	乙未	695～703
32	大長	9年間	甲辰	704～712

「壹」から始める古田史学Ⅴ

『魏志倭人伝』の里程記事解釈の要点

古田史学の会事務局長 正木裕

本年三月、ミネルヴァ書房より『邪馬壹国の歴史学』（古田史学の会編）が発刊されました。古田武彦氏が、その「原点」ともいえる『「邪馬台国」はなかった』で示された「博多湾岸邪馬壹国説」の核心を紹介し、加えて新たな研究成果をまとめたものです。今回はそのうち『三国志』魏志倭人条（略して『魏志倭人伝』という）の魏使の狗邪韓国までの里程記事の要点を、「最近の反古田説」と対比しながら述べたいと思います。

「里程記事解釈」の第一のポイントは「短里」つまり『魏志倭人伝』の里程記事は「周代及びそれ以前」に中国で用いられ、魏・西晋朝で再び採用された一里約七十五～七十七m程度の「短里」で書かれているという点です。周代については中国最古の天文算術書『周髀算経しゅうひさんけい』による計算で確かめられますが、魏・西晋朝、即ち『倭人伝』の時代にも採用されていたことは、地図上でも『韓伝』韓国は「方四千里（短里なら約三百km）」だとあり、これは「実測と一致」することからも裏付けられます。（添付図1参照）

図1：『魏志倭人伝』における魏使の行程



通説（邪馬台国大和説）側はかたくなに「短里」を認めようとしませんが、もし漢代と同じ一里約四百三十五mの「長里」であれば、四千里は約千七百kmで「ソウルから樺太サハリンまで」達します。また、『倭人伝』には「郡（＊朝鮮半島中部にあった帯方郡）より女王国に至ること、万二千余里」とあり、「長里」では五千二百kmです。これは帯方郡からインドネシアジャカルタまでの距離で、『三国志』は「正史」で大勢の史官がチェックし天子に献上されるものですから、幾ら何でもこんなでたらめが書かれるはずがありません。

昨年五月に、通説に依拠し短里を認めない立場から、「古代史研究の最前線」と銘うった『邪馬台国』（洋泉社）という本が発刊されました。同書では『倭人伝』に狗邪韓国～対海国が千余里（＊長里なら約四百三十五km）とあるのをとらえ、「（狗邪韓国とする）金海から対馬は約百四十kmなので約三倍程度にしていることになる」が「航海は困難なもので実際より距離感をもって受け止められたのであろう」などとしています。しかし、半島から対馬は直線で約五十km、視界良

好なら互いに視認できます。一方、四百三十五kmなら鹿児島県枕崎市まで達します。「航海は困難だから」などと言ってもこんな間違い誰がするのでしょうか。

さらに、『最前線』では、「東夷伝では、玄菟と夫餘（王都は吉林市）千余里、遼東と高句麗（王



『秦漢時代歴史地図』（中国社会科学院作成）による当時の長城（柵）の位置（図2）

都は集安市）千余里としており、その実数はさきの一里（＊長里のこと）で計算した千里に近い」としています。

『三国志』東夷伝には「夫餘ふよは、長城の北、玄菟げんとを去る千里に在り（略）」、

「高句麗は、遼東の東千里に在り。南は朝鮮濊貊わいはくと、東は沃沮よくそと、北は夫餘と接す」とあるところ、中国社会科学院作成の「秦漢時代歴史地図」によれば当時の玄菟郡治は現瀋陽市付近で、そこから当時の夫餘との国境である「長城」までの「実距離数」は北に百km弱です。また、遼東郡治・現遼陽市付近から東方の高句麗国境（長城）までも同じく百km弱で、「長里」ではなく「短里の千里」に近いのです。（添付図2 参照）

図2：『秦漢時代歴史地図』（中国社会科学院）による当時の長城（柵）の位置

古田氏は、『倭人伝』中の「至（至る）」とは「国の中心まで至る」里程を示すと思いますが、ここは「至」ではなく「在（在り）」と書かれています。この「在」の意味は「韓は、帯方の南に「在」り。東西は海を以て限りとし、南は倭と接す」「倭人は、帯方東南大海之中に「在」り、山嶋に依りて国邑を為す」とあることから分かるように中心までの里程ではなく、「国の位置と領域・境界」を示すものです。「夫餘」であれば「長城の北は夫餘の地で、玄菟からそこまで千里」という意味となります。これは陳寿の「至」と「在」の厳密な「かき分け」を示すものといえるでしょう。

『最前線』の筆者は古田氏の「『至』は国の中心まで」という説を「長里」に有利になると思い“我田に引水”し、「ここも『王都』までの距離だ」と「王都は吉林市」とか「王都は集安市」などと注釈を入れたのかもしれませんが。ただ「至」と「在」の違いまでは思い及ばなかったのでしょうか。そもそも遼陽市から東に長里で千里（四百三十二km）なら「集安市」どころか高句麗を通り越して、その東の東沃沮まで行ってしまうのですから到底成立しない説なのです。

次のポイントは「韓国内陸行」です。古田氏は「海岸に循したが水行する」とはソウルの西の京畿きょんぎ湾を南下することで、「韓国を歴るに、乍たちまち南し乍たちまち東し」とは韓国に上陸後は「南行・東行を繰り返す“階段状の行程”」をとったとしました。その根拠は、氏が『史記』などの中国古代の漢籍では「乍（A）乍（B）」という構文は“AとBを小刻みにくりかえす”意義の熟語である」ことを見出したからです。

『倭人伝』には帯方郡から狗邪韓国までは七千余里とあります。狗邪韓国～対海国～一大国～末盧国の「水行」が全て千里とありますから、京畿湾水行も千里、そして韓国内陸行は「階段状」なら東西と南北が同じ距離、即ち「偶数」となる六千里と考えるのが合理的でしょう。京畿湾南端から釜山までの「階段状の実距離」は四百六十km内外で、短里の約六千里に合います。

『最前線』では「陸路を採るのは容易でない。そもそも倭国へ向かう場合に、必ずしも安全ではない韓国を経由する必要はない」と「韓国西・南水行」説の根拠を挙げています。『最前線』の筆者は二〇一四年にその韓国南西航路でおきた韓国フェリー転覆事故をご存知ないのでしょうか。遣唐使船が半数遭難したのも念頭に無かったのでしょうか。船は沈めば全て終わり。金印も下賜品も海の藻屑です。「護衛」さえしっかりしていれば、陸路の方が安全なのです。

また、漢代の律令には運搬車に重荷を積んで運ぶ規定（「傳送重車、重負日行五十里」＊短里で三百里）があったように、陸路での運搬が一般的だったのです。「陸路は容易でない」とは資料根拠に

基づかない思い込みだと言えるでしょう。

ちなみに『最前線』では「乍南乍東」についても、古田氏の「階段状の行程解釈に反対し、

- ◆「あるいは南し、あるいは東し」と読む。近年「たちまち南し、たちまち東し」と読むこともあるが、『日本書紀』古訓によれば「マタ」・「ある𐰽は」・アルトキハなどと読むのが本来である。

などとしています。しかし、そもそも中国の三世紀の文献の読みに、日本の、しかも八世紀の『書紀』の訓読の例を挙げることの不適切さに気付かないのでしょうか。古田氏の漢籍を徹底的に調査するという姿勢・手法に比べ何という安易さかと思わざるを得ません。

次のポイントですが、古田氏は、倭国は朝鮮海峡の南北にまたがる「海峡国家」であり、「狗邪韓国は倭に属す」としました。これも『最前線』では（狗邪国の）「海岸線よりも南が倭であるということになる」としますが、『韓伝』に韓国は、「東西海を以て限りとし南・倭と接す」とあり、半島内に倭地が無ければ「東西“南”海を以て限りとし」となりますから、その誤りは明白です。

『最前線』では狗邪韓国を倭地から除外した結果、狗邪韓国を「今使譯の通ずる三十国」から除外し、そのかわりに、「狗奴国」を入れています。

- ◆「三十国」は「対海国」以下、邪馬台国に至る行程に登場するのが七国、「其の余の旁国」が二十一国、それに邪馬台国（ここまでが倭国）およびその南の狗奴国で三十国になる。

しかし「今使譯の通ずる」とは「魏・西晋朝」に通じることであり、そこに朝見していたのは倭弥呼ですから、「女王国に属さない狗奴国」を含めるのはおかしいのです。また魏への行程には必ず狗邪韓国を通過するのですから、そこが使譯の通ずる国から除外されるはずはありません。

今回は『邪馬壹国の歴史学』をもとに、古田武彦氏の示された『魏志倭人伝』の狗邪韓国までの里程記事のポイントと、「研究の最前線」を謳い文句とする『邪馬台国』（洋泉社）とを比較してきました。里程記事の「一部分だけ」を取り上げたに過ぎませんが、四十年以上前の古田氏の『「邪馬台国」はなかった』が、今日の通説の水準を遥かに凌ぎ、今日でも『魏志倭人伝』研究の「最前線」にあることがお分かりいただければ幸いです。

黎明の九州王朝

古田史学の会事務局長 正木裕

これまでは古田史学・九州王朝説の「トピック」である「天孫降臨・二倍年歴・九州年号・『倭人伝』の里程記事」等について述べてきました。ここからは九州王朝の歴史を、その成立以前から追っていくことにします。

倭人が最も早く歴史に登場するのは、周王朝の時代です。周は紀元前十一～前十世紀頃、殷の紂王を滅ぼした武王により創建され、春秋・戦国時代の衰退期を経て、紀元前二五五年に秦に滅ぼされるまで約八百年間続いた王朝で、その成立時代に「倭人との交流」が記録されています。

◆『論衡』「周の時、天下太平にして、倭人来たりて鬯草ちょうそうを献ず」「成王の時、越裳雉を献じ、倭人鬯を貢ず」「周の時天下太平、越裳白雉を献じ、倭人鬯草を貢す。白雉を食し鬯草を服するも、凶を除くあたわず」

『論衡』は後漢初期の王充（二七～九一）の思想書で、成王は周王朝第二代の王、その時代に倭人が鬯草（神酒である「鬯」に醸す香草）を献じたとするものです。王充の時代、建武中元二年（五七）に倭（倭奴国）が朝貢し、光武帝から金印（志賀島の金印）を下賜されていますから、王充が「倭人」と言えば一世紀当時の九州の倭人を想定していたことになります。

さらに、周代の「礼」を記す『礼記らいき』や、「官制」を記す『周礼しゅらい』には東夷の楽「昧まい」の記事があります。

- ◆『礼記』「昧、東夷の楽なり。任、南蠻の楽なり。夷蠻の樂を大廟に納む」
- ◆『周礼』疏（注釈）「鞀鞀氏、四夷の樂と其の聲歌を掌る。（略）東夷の樂を韎（昧）と曰ひ、南方、任と曰ひ、西方、侏離しゅりと曰ひ、北方、禁と曰ふ」

これは幼い成王に代わり政を司った周公の弔いに、東夷の楽「昧まい」が奉納されたというもので、日本では今でも「舞 まい」と言いますから『論衡』『礼記』を併せれば「東夷の倭人が鬯草を献上し昧（舞）を奉納した」ことが伺えます。

この「倭人朝貢」には背景があります。それは、周初代の武王によって「箕子」が朝鮮（中心は箕城、今の平城付近）に封じられ（支配をまかせられ）、東夷を「教化」したことで、『論衡』には次のように記されています。

◆玄菟楽浪。武帝の時、置く。皆朝鮮・濊貊わいはく・句麗の蛮夷なり。殷の道衰え、箕子去りて朝鮮に之く。其の民に教うるに礼義を以てし、田蚕織作でんさんしょさく せしむ。

箕子は『史記』に見え、殷の紂王の親戚で、宰相としてその暴虐をいさめたが、聞きいられず野に逃れた人物で、殷墟出土の甲骨文字等からその実在が確かめられています。「田蚕織作」とは水田耕作や蚕を育て絹織物を作ること、倭人は箕子の朝鮮を通して周王朝と接触することが出来たわけです。最近北部九州菜畑遺跡などの「縄文水田」は三千年近く前ではないかとされる報告もあり、「箕子による東夷教化」にも十分な信頼性が出てきました。

この時代の日本列島は縄文の土器・石器の時代で、当時は「刃物」や「鏃やじり」として「黒曜石」が尊重されており、九州佐賀（腰岳）産は朝鮮半島や沖縄に運ばれていることから、九州の縄文人たちの南北の交易・交流が伺われ、周王朝への鬯草献上も頷けます。

そうした中で、出雲産の黒曜石は特に良質で新潟や四国に運ばれ、その鏃は日本海を超えウラジオストクにまで齎されており、縄文文化の中心地となっていました。出雲の「国引き神話」で志羅紀の三埼・北門の佐伎さきと良波よなみ・高志の都々つつを引き寄せたとあるのは、黒曜石の産地出雲（大国おおくに）が、東は越から西は新羅、「北門」即ちウラジオストクという「日本海一円」を勢力下に収めていったことを示すもので、このように「出雲王朝」は誕生しました。そして、後述するように九州の倭人も出雲王朝の発展の中でその勢力下に入れられていました。

この勢力地図を一変させたのが、朝鮮海峡、対馬・壱岐からの「青銅の武具」を備えた勢力の侵攻でした。

朝鮮半島では前一九四年に、数百年続いた「箕子朝鮮」の王・準王が、燕出身の将軍であった衛満により「放逐」され衛氏朝鮮が建国されました。そして『後漢書』には、準王が半島南部の馬韓を撃ち破り、韓王として自立したとあります。これらの戦は「青銅の武具」によるもので、半島から逃れた人々により、対馬・壱岐にもこうした武具が大量に齎され、いち早く土器・石器の縄文時代を脱したことは想像に難くありません。これは、対馬では一四〇本を超える広形銅矛、朝鮮製の細形銅剣、剣柄、鏑などの青銅武具が多数発見され『青銅器王国』と呼ばれていることからわかります。

この対馬・壱岐などの「海峡」を拠点とする勢力を、古田武彦氏は「海人あま族」と名付けており、『記・紀』に「天あま」と書かれているのは「空」ではなく「海」の意味で、「天下る先（海を下る先）」が「新羅・筑紫・出雲」の三地域に限られることから、「天下る元地・拠点」は三地域の中心の対馬等だったことが知られます。海人族は「天照あまてる・天の忍穂耳ほしほ・天の火明ほあかり」など歴代「あま」を名に冠しました。ちなみに、『隋書』にも「倭王多利思北孤」の姓は「阿每あま」とあり、海人族の王朝が七世紀まで継続していたことが分かります。

ただ対馬などは耕地も少なく、半島からの渡来人を含む多数の人口を養うことが困難でした。そこで海人族は彼らと共に齎された銅矛・銅剣等の青銅の武器を用い「新天地」獲得に動きました。その先は出雲（大国）の勢力下にあった「縄文水田」が広がる「豊葦原瑞穂の国」、縄文の倭人たちの住む北部九州でした。なお北部九州が大国の勢力下だったことは、この国の平定のため、天照らが天菩比神や天若日子を大国主の下に派遣したが、「媚附（こびつき＝迎合）して還らなかった」と記すことからわかります。

そこで海人族は、直接大国の心臓部「伊那佐の浜（出雲市大社町）」に武具（十掬剣）を以て侵攻し圧力を加え、葦原中国（筑紫。「中」は福岡平野の「那珂」）の支配を奪い取ったのでした。これが「国譲り」の真相です。ただ中国と引き換えに出雲大社（多藝志たぎしの小濱の宮）を建てたとあることから、大国自体を支配することは無く、引き続き統治を認めたようです。

このようにして邇邇芸命らは筑紫に侵攻する（天下る）ことが出来ました。これが「天孫降臨」で「九州王朝の誕生」ともいえます。

その地は「笠紫の日向の高千穂の久士布流多気くしふるたけ」「韓国に向ひ真来通り、笠沙の御前」と書かれており、現地地名（日向山、くしふる山）や、韓国に直接道が開け、御笠川等「笠」地名のある博多湾岸を「目前」にする福岡高祖連山一帯であることは、既に述べてきたとおりで、その時期は、我が国で最も早く「三種の神器」が出土する福岡吉武高木遺跡の成立期から前二世紀初頭頃と考えられ、これは「箕子朝鮮」滅亡期と一致します。

ただし、当時の青銅器は「武具」だけではありません。中国には夏・殷代から銅鈴があり、朝鮮半島には前六世紀頃に伝わり、これが近畿を中心として多量に出土する銅鐸の起源とされます。そして銅鐸の伝来や使用は『記・紀』には記されず、かつ近畿北部への侵攻譚も無いことから、海人族の侵攻と「別ルート」による青銅器の伝来、或は青銅勢力の侵攻があったと考えられます。これを文献上で証するのが「東鯤とうてい人」です。東鯤人は『漢書』では「燕地に属す楽浪海中の倭人」と別の部族とされています。

◆『漢書』地理志（呉地）会稽海外、東鯤人有り。分かれて二十余国を為す。歳時を以て来り献見す、と云う。

詳細は次回に譲りますが、「会稽海（東シナ海）の外」とは四国・近畿の「銅鐸圏」と一致すること等から、東鯤人は銅鐸人と考えられます。

海人族の筑紫侵攻以降、銅鐸圏の滅亡までの四〇〇年以上にわたって、我が国は「銅矛（剣）国家群（海人族）」と、「銅鐸国家群（銅鐸族）」の抗争時代を送ることになります。（以下次号）

「壹」から始める古田史学Ⅶ 倭国通史私案②

九州王朝（銅矛国家群）と銅鐸国家群の抗争

古田史学の会事務局長 正木裕

前号では、「国譲り」、即ち瓊瓊杵尊（ににぎのみこと 邇邇芸命）ら海人あま族が、紀元前二世紀ごろ青銅の武具を以て出雲（大国）の勢力から北部九州＝「豊蘆原瑞穂の国」を奪い取り、博多湾岸・怡土平野の支配権を確立したことを述べました。これが「天孫降臨」の真実であり、以降七世紀末まで続く九州王朝がここに誕生したのでした。

『記紀（表記は紀に従う）』神話では天孫降臨以降、神武まで「日向三代」といわれる「瓊瓊杵尊・彦火火出見尊ひこほほでみのみこと・鸕鷀草葺不合尊うがやふきあえずのみこと」の統治が続いたとされ

ています。通説では「日向」とは「宮崎なる日向ひむか」とされていますが、古田史学では、瓊瓊杵尊の降臨地は「日向ひなた」地名や「くしふる山」の存在する福岡高祖連山（高千穂の山）一帯であり、次代の彦火火出見尊は、『古事記』に陵墓が「高千穂の山の西」とあるように怡土平野で統治したと考えています。その高祖連山の西の山麓には、彦火火出見尊を祀る「高祖神社」があり、怡土平野の細石さざれいし神社にはその母木花開耶姫このはなさくやひめが祭られているのです。

そして、彦火火出見尊が高千穂の宮で

五八〇歳（「二倍年歴」で二九〇年間）統治したと書かれているのは、瓊瓊杵尊を継ぐ海人族の王が代々「襲名」し、怡土平野を王都として三〇〇年近く統治したことを示すものでしょう。これは怡土平野では、前漢鏡や銅矛・銅剣等「三種の神器」の出土する三雲・井原といった「王墓」級の遺跡が、紀元前二世紀以降約三～四〇〇年間連綿として続いていることから裏付けられます。

こうした銅矛・銅剣等の武具は、北部九州を中心に濃密に出土し、瀬戸内海中・西部にまで広がり、海人族（九州王朝）の影響力が及んでいたことを示すもので、このエリアを考古学的には「武器型祭器圏」あるいは「銅矛・銅剣圏」と呼んでいます。

一方、紀元前二世紀から紀元二世紀にかけ、瀬戸内海東部から近畿・東海・北陸一帯には「銅鐸」を祭器とする「銅鐸圏」が広がっていました。「銅鐸」は三世紀末頃には突然作られなくなり、『記紀』に見えないことから、「銅鐸」の用途や「銅鐸圏」の支配者（銅鐸族）の正体は不明とされていました。

これを解明する手がかりを与えたのが古田氏です。『漢書』『後漢書』『翰苑かんえん [\(註1\)](#)』には、次のように「東鯤とうてい人」の存在が記され、古田氏は、この「東鯤人」こそ「銅鐸圏の人々」だとされています。

『漢書』（地理志・燕地）楽浪海中倭人有り。分れて百余国を為す。歳事を以て来り献見すと云う。

（呉地）會稽かいけい海外東鯤人有り。分れて二十余国を為す。歳時を以て来り献見すと云う。

『後漢書』（東夷列伝、倭）會稽海外東鯤人有り。分れて二十余国を為す。

◆楽浪海中の「筑紫を原点（最密集出土地）とする銅矛・銅戈圏と瀬戸内海周辺の銅剣圏という武器型祭器圏が「倭人百余国」で、その統合の王者の首都圏が、（＊金印が出土したとされる）志賀島をふくむ博多湾岸とその周辺だ。このように「倭人百余国」の位置がハッキリしてみると、倭人のさらに東のはしっこ（＊會稽海外）に当たる「東鯤人」とは何者かーその答えは、もはや疑う余地もない「銅鐸圏の人々」だ。」 [\(註2\)](#)

さらに、『翰苑』には韓半島から日本海を挟んで東鯤人が居すとあります。

『翰苑』「（三韓）境は鯤壑ていがくに連なり、地は鼇波ごうはに接す。南、倭人に届き…。【註・雍公觀】鯤壑は東鯤人の居、海中の州なり。鼇波の海（＊日本海）を俱にするなり。」

「呉地」に属する「會稽海」とは九州や南西諸島が面する東シナ海を指しますから、「會稽海外」はその東、太平洋に臨む地域となります。また『翰苑』では日本海とも接する（俱にする）とありますから、四国や東海から近畿・北陸に広がる地域となり、これは「銅鐸圏」と一致します。

さらに古田氏は『魏志倭人伝』に「倭弥呼と素より和せず相攻撃した」とある「狗奴国」（『後漢

書』では「拘奴国」)も「銅鐸国」だとされました。

◆「『後漢書』「倭伝」の「女王国より東。海を度ること千余里。拘奴国に至る。皆倭種なりといえども、女王に属せず」の千里は漢代だから長里と考えられる事や考古学的見地から、拘奴国は「銅鐸国」即ち、兵庫県東南部・大阪府北部・京都府南部・奈良県北部の地帯であることが言える。[\(註3\)](#)」

長里の千里は四百数十kmで、博多湾岸からでは明石・神戸といった銅鐸圏の入り口に達するので、この考察は強い地理上の根拠を有します。かつ、拘奴国が銅鐸国なら、神器を異にする「銅矛圏」の女王倭弥呼と「和せず相攻撃する」に相応しいのです。

結局、銅鐸圏とは東鯤人の国々(東鯤国)で漢代には二十余国あり、その三世紀倭弥呼時代の「盟主」が「拘奴国」だったことになるのです。そして東鯤国は「呉地」に属しているのですから、「呉」との関係が深く、「魏」の臣下となった倭弥呼の邪馬壹国と「敵対」するのは当然といえるでしょう。

こう考えると倭弥呼が魏に臣従した理由も、拘奴国との戦闘において、魏が遠路張政等を遣して支援した理由も明らかになります。邪馬壹国にとっては「呉」と結んだ拘奴国と対抗する必要があり、魏にとっても、単なる「倭国内の勢力争いへの肩入れ」ではなく。拘奴国の背後にある「呉」との戦いでもあったからなのです。

そして、『漢書』等の記述から「銅矛圏＝九州王朝」と「銅鐸圏＝東鯤国」の対立抗争は漢代から続いていたと考えられます。もっとも和平・和睦の期間もあったはずで、それを示すのが出雲荒神谷遺跡にみられる銅矛・銅剣と銅鐸の整然とした一斉埋葬です。これは銅矛・銅鐸両圏の中間に位置する出雲の調停で、両者が「和睦」した儀式だったのではないのでしょうか。文字通り地中に「矛を収めた」のです。

この抗争の歴史上で見過ごせないのが「神武東征」です。古田氏は「神武東征」とは、銅矛圏から銅鐸圏へ繰り返された侵攻の一つであり、出発地は糸島なる日向で、その時期は一世紀ごろとされました。神武は銅鐸圏の中心に近い河内に侵攻しようとして敗れ、迂回して奈良盆地に入ったとされており、これ以降大和盆地から銅鐸が消滅していくのです。

ところで、建武中元二年(五七)に委奴めぬ国王が光武帝に朝貢し、「漢委奴国王」印(志賀島の金印)を授与されています。古田氏が明らかにした通り「奴」に「な」の読みは無く、金印は、一部族の首長に与えられるものではないことから、委奴国とは「倭の奴なの国」ではなく倭ぬ国つまり九州王朝を指すことは明らかです。

そして金印は「九州王朝のバックには漢王朝がある」ことを示す「証明書」でもあるわけで、銅矛圏と銅鐸圏の「中間勢力」を慰撫し、味方につける役割を果たしたことは否めません。神武が瀬戸内の安芸や吉備の勢力の支援を受け河内に侵攻できたのは、「神武東征」の時期が一世紀後半頃の金印授与後で、「金印」に象徴される漢の力があったからではないのでしょうか。

もちろん銅鐸国との抗争だけでなく、九州王朝では天孫降臨以降、周辺国を次々と征服し発展してきました。実はこれらの戦いが『日本書紀』の景行紀などに「盗用」されているのです。次号ではこうした九州王朝による周辺国征服の歴史を追っていきます。

(註1) 唐代に張楚金によって書かれた辞典

(註2) 古田武彦『邪馬壹国の論理』-金印の「倭人」と銅鐸の東鯤人-ミネルヴァ書房、二〇一〇年)

(註3) 古田武彦「神話実験と倭人伝の全貌」大阪市天満研修センター講演、二〇〇二年七月)

九州王朝の九州平定

筑後から九州一円に

古田史学の会事務局長 正木 裕

前号までに紀元前二世紀頃の「天孫降臨」によって、九州王朝が誕生したことを述べました。つまり「天孫降臨」とは、「銅矛等の青銅の武器」を持った、朝鮮海峡を本拠とする瓊瓊杵尊ら海人あま族が、出雲の勢力下にあった「北部九州」に侵攻し平定したことだったのです。当時列島には、別に近畿を中心とする「銅鐸」を祭器とする権力圏（銅鐸圏）が発生していましたが、九州を中心とする「銅矛圏」と、近畿を中心とする「銅鐸圏」が衝突するようになるのはまだ先のことで、当面は海人族による「九州一円の平定経緯」を追っていきます。

一、古田氏が明らかにした「九州一円の征服経路」

古田武彦氏は、『盗まれた神話』において、天孫降臨から九州一円の平定に至る「九州王朝の発展史」が、『記紀』の「神功皇后紀」や「景行紀」に盗用されていることを明らかにしました。「九州王朝による九州平定の始まり」は、『書紀』では「神功皇后の筑後平定譚」として記されていたのです。

1、神功の筑後平定は九州王朝「檀日宮の女王」の事績だった

図1は『盗まれた神話』に記載された、「神功紀」に記す皇后の羽白熊鷲はしろくまわし・田油津媛たぶらつひめ討伐譚の経路です。ここで皇后は檀日宮から南方に軍を進め、御笠の松峽宮まつをのみやを経由し、荷持田村のとりたふれを本拠とする羽白熊鷲を「層増岐野そそきの」で討伐し、安（夜須）に帰還、その後、山門県（筑後山門）に至り田油津媛を討伐しています。

古田氏は、この記事は『古事記』にはなく、本来は「九州の王者」による「筑後平定譚」が『書紀』に盗用されたものとされました。そして、羽白熊鷲が「羽あり。能く飛び高く駆ける」と書かれるなど「神話性」を有することから、瓊瓊杵尊の天孫降臨に近い時代の出来事であり、また、神功皇后という「女帝」になぞらえられ、出発地が檀日宮であることから、九州王朝の始源の女王である「檀日宮の女王」の事績だとされました。

図1 神功皇后筑後平定行路図

2、層増岐野は「雷山」ではない

ただ図1は、『日本書紀通証』（谷川士清（たにかわことすが）による『日本書紀』の注釈書。一七六二年刊）ほかをもとにした岩波『書紀』の地名比定を仮に採用しているのですが、これには若干の修正が必要でしょう。

羽白熊鷲の本拠である荷持田村は、朝倉市野鳥（のとり 『和名抄』では「筑前国夜須郡賀美郷野鳥村」）及びその南、下座郡の朝倉市田代から三奈木みなぎにかけての旧夜須郡から上座・下座郡（朝倉郡）一帯とされています。ここは行程上、御笠（御笠山、御笠川上流）の南にあたり、檀日宮からの行程上も自然で、また、神功皇后による羽白熊鷲討伐の現地伝承もあるところから、ほぼ異論のないところとなっています。



3、羽白熊鷲討伐は第二の「天孫降臨」だった

しかし、谷川士清は「層増岐野」を雷山の中にある「層増岐嶽山上の大野」としていますが、雷山は一見して討伐経路から離れ、かつ山頂に大野はなく不自然です。そもそも羽白熊鷲の本拠も、神功が帰還したとされる「安」も旧夜須郡ですから、戦地の層増岐野も旧夜須郡一帯にあったと考えられます。

そしてこの一帯は、『筑前国続風土記』（貝原益軒。一七〇四年）に「膏腴こうゆの地にして、種植の利他所に倍せり」とあるような豊穡の地です。従って、羽白熊鷲討伐戦は、天孫降臨、即ち瓊瓊杵尊らの「豊葦原瑞穂国たる博多湾岸」への侵攻に次ぐ、「橿日宮の女王」による「第二の瑞穂国」とも言うべき内陸部の穀倉地帯への侵攻だったと言えるでしょう。

「橿日宮の女王」はこの穀倉地帯を手中に収め、筑後山門に向かい田油津媛を討伐しています。山門郡は筑後川河口の柳川市とみやま市を含む有明海への玄関口で、ここを支配下に置き、博多湾岸から有明海に通じる、九州一円平定における戦略上の「ゴールデンルート」を確保したのです。

図2 景行の九州遠征行路

二、「景行紀」に盗用された九州王朝の九州一帯平定譚

1、「前つ君」の九州一帯平定

そして九州王朝は「筑紫の富」を背景に九州一帯の平定に乗り出しますが、その事績が「景行紀」に盗用されていたのです。図2は景行天皇の九州遠征の経路です（*『盗まれた神話』より）。この遠征は「周芳の沙塵（さば 山口県防府市佐波か）」から始まり、「九州東岸」を経由し襲国（大隅・薩摩か）の熊襲梟帥くまそたけるを討伐、その後西に向かい熊県の熊津彦を討ち、北行して「九州西岸」を平定。筑後浮羽（福岡県浮羽郡）に至り、大和に還るように書かれています。

しかし古田氏は、これを糸島前原から出征した九州王朝の天子「前つ君」による「九州一円平定」事績の盗用だとされています。

九州王朝の天子を「前つ君」とするのは、『書紀』で御木（三池）の巡行の際の歌「朝霜の 御木のさ小橋 魔幣菟耆瀾まへつきみい渡らすも 御木のさ小橋」の「魔幣菟耆瀾＝前つ君」からです。「君」とは上古は大王・天子の呼称であり、「い渡らす」の「い」は尊敬を示す接頭語で、さらに「百寮 其の木を踏みて往来す」と「百寮」が出迎えたとありますから、「魔幣菟耆瀾」が大王・天子の呼称であることが知られます。ちなみに「前つ君」の「前」は「糸島前原」の「前」です。

この遠征譚の中で討伐された熊襲梟帥・熊津彦や、神夏磯媛かむなつそひめ・鼻垂・耳垂、打援う



ちさるや速津媛ほかの土蜘蛛（土着勢力）達に、羽白熊鷲のような「神話的な超能力」はありません。また「百寮」の語も臣下の秩序（官僚制）が整っていることを示す言葉で、『後漢書』に紀元五七年の「委奴国」朝貢の際「大夫」という官職名が見えることを考えると、『書紀』では「神功紀」が新しく、「景行紀」がより古い時代となっていますが、本来は、天孫降臨時代に続く「神功紀」の筑後征服譚の方が古く、「景行紀」の九州一円平定譚の方が新しいことになるでしょう。そしてこれは、筑紫の征服から始まり、九州一円に進出するという歴史の必然的な順序にかなうことになるのです。

2、一つにまとめられた糸島発の「九州東岸」と「西岸」二つの平定譚

なお、景行は襲国（大隅・薩摩か）討伐前に「日向国」に到り高屋宮で熊襲討伐を議り、討伐後六年間そこで統治したのち、宮崎の子湯県・諸県を經由し、熊県（熊本県南部）から火国・阿蘇国・御木国等を経、浮羽へ向け九州西岸を巡行したとあります。大和からはるばる遠征した景行が、辺境の宮崎の地で六年間も滞在するなど到底あり得ることはありません。

古田氏は『盗まれた神話』では「神武の出発地」を「宮崎なる日向ひゅうが」としましたが、後に「筑紫なる日向、糸島」としました（『神武歌謡は生きかえった』一九九二年）。そうであれば景行紀の日向も「筑紫なる日向ひなた、糸島」のことで、高屋宮は彦火火出見尊の「高屋山上陵」と同じく糸島の宮となります。つまり、前つ君は糸島の宮で熊襲討伐を計画し、「九州東岸」を経由し襲国を討伐した後に糸島に帰り六年間過ごしたことになるでしょう。『書紀』はこれを「景行紀」に盗用したのです。図2を見れば「日向経由」が不自然で、「子湯県」しか経由しなかったことが分かるでしょう。

そうであれば、熊県から浮羽へ向けてという「北向き」の「九州西岸平定」も、景行の「九州一円平定」の一部ではなく、「前つ君」による糸島発で浮羽から九州西岸を経由し熊襲を討伐するという「南向き」の「九州西岸平定」譚を、方位を「ひっくり返して」盗用したもので、「九州東岸平定」と「九州西岸平定」とは別の討伐戦だったことになるのです。そして、「檀日宮の女王」が筑後山門まで平定していたのなら、これに近接する御木（三池）巡行譚のある九州西岸平定の方が時代が早かったことになるでしょう。

次回は「前つ君」が糸島を發し、景行の九州一円平定譚の始まりの地とされる「周芳の沙塵」に向かう経由が、「仲哀紀」に盗用されていることを述べます。

ジハ

「壹」から始める古田史学IX 倭国通史私案④

九州王朝の九州平定

怡土平野から周芳の沙塵へ

古田史学の会事務局長 正木 裕

1、九州東岸平定譚の周芳の沙塵以前

前号では、古田武彦氏の『盗まれた神話』等をもとに、九州王朝の「九州一円の平定譚」のうち、①天孫降臨直後の九州王朝の天子たる「檀日宮の女王による筑後平定譚」が「神功皇后紀」に、②後代の、周芳の沙塵発の「前つ君」（*「前」は糸島前原の「前」）による九州東岸・西岸平定譚」が「景行紀」に盗用されていることを述べました。[\(註1\)](#)

ただ、九州東岸平定譚が九州王朝の天子の事績なら、遠征がいきなり周芳の沙塵から出発することはありません。必ず檀日宮・前原などの筑紫博多湾岸から出発したはずだからです。実はこの「筑紫発」の遠征行路も『日本書紀』に盗用されていたのです。

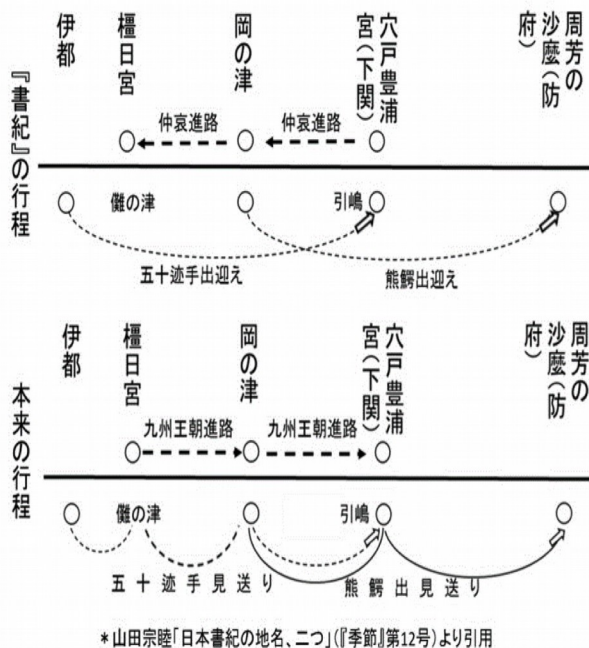
2、「仲哀紀」の熊襲討伐譚の「不自然な行路」

景行天皇の九州遠征（*実際は九州王朝の前つ君の九州東岸平定）は『書紀』では景行十二年九月の「周芳の沙塵（さば 山口縣防府市佐波か）」から始まります。

◆景行十二年秋七月、熊襲反きて朝貢せず。八月己酉（十五日）、筑紫に幸いでます。九月戊辰（五日）、周芳の娑塵に到りたまふ。

ところが同じ熊襲討伐譚が「仲哀紀」にあり、そこで仲哀は紀伊国から穴戸（下関）に行き神功皇后と合流、穴戸豊浦宮とゆらのみやに滞在します。以下「図1」上段をご覧ください。

(図1)



◆仲哀二年三月（略）紀伊国に到りまして、徳勒津ところつの宮に居します。是の時に当たりて、熊襲反きて朝貢せず。天皇、是に熊襲国を討たむとす。徳勒津より発ちて、浮海みふねよりして穴戸に幸いでます。（略）九月に宮室を穴戸に興て居します。是を穴戸豊浦宮と謂ふ。

その直後の記事（*『書紀』は仲哀八年まで空白）で「岡の縣主あがたぬし」の祖熊鰐くまわに「穴門」の仲哀を「周防の沙塵」に迎えに行き、岡浦まで随行します。

◆仲哀八年春正月壬午（四日）、筑紫に幸す。時に岡の縣主の祖熊鰐、天皇の車駕を聞うけたまはりて、（略）周芳の沙塵の浦に参迎まうむかふ。

（略）（*出迎え後）山鹿の岬より巡りて岡浦に入る。

しかし、岡の縣は遠賀川河口・岡湊付近で、地理上では「東」から周芳の沙塵（防府）→穴門（下関）→岡浦（遠賀川）の順です。従って、岡の縣の熊鰐は穴門の仲哀を迎えに行ったはずなのに、穴戸を「行き過ぎ」て周芳の沙塵まで迎えに行ったことになります。

次に、「岡浦」に泊した仲哀を、筑紫伊都の縣主の祖五十迹手いとでが「穴門」に迎えに行くのですが、これも行き過ぎです。その「行き過ぎた」五十迹手の随行で儺の縣、檀日宮に着いたというのです。

◆又、筑紫の伊都の縣主の祖五十迹手、天皇の行いでますを聞うけたまはりて（略）穴戸の引嶋（ひこしま ＊下関市引島）に参迎まうむかへて献たてまつる。（略）儺の縣（＊筑紫博多湾岸）に到り、因りて檀日宮に居す。

つまり仲哀は穴門→岡浦→儺の縣（檀日宮）と「西」に航海したと書かれていますが、迎えに行く熊鰐や五十迹手は皆「行き過ぎ」ているのです。こんな変なことはありません。

3、「西から東へ」を「東から西へ」へと方向を入れ替え

山田宗睦氏は「日本書紀の地名、二つ」[（註2）](#)の中でこの矛盾を分析し、本来は①「儺の縣・檀日宮」から「東に」に進んだ「近畿天皇家に先立って九州一円を平定した王者（古田氏の言う「九州王朝の天子前つ君」）を、②伊都の五十迹手が「伊都から穴戸の引嶋」まで送り、③その途上で岡の縣主の熊鰐が「岡湊から随行し周芳の沙塵まで」送った記事だった。『書紀』編者はその記事を、近畿天皇家の「仲哀」が、熊襲討伐の為に紀伊国から穴戸を経て儺の縣まで「西に」に進んだように「方向を入れ替え」た。その結果「行き過ぎる」という矛盾が生じたのだ、としました（図1下段）。

そして、この「仲哀紀」の記事を、本来の「筑紫発で沙塵到着」という「東向き行路」に戻せば、古田氏が明らかにした景行天皇（実際は「九州王朝の天子前つ君」）の「九州一円平定譚」のうち、「周芳の沙塵浦以前」の行程となるのです。

つまり『書紀』編者は、九州王朝の天子「前つ君」が筑紫から「東向き」に出発し、穴戸豊浦宮を拠点に、周芳の沙塵を経て九州東岸を征服した記事を、儺の縣から周芳の沙塵までを「仲哀紀」に、沙塵以降を「景行紀」に切り分け、かつ「仲哀紀」では、仲哀の紀伊国巡行譚や皇后の角鹿（敦賀）行幸譚と「接合」させたい、穴戸経由で儺の縣へ遠征するという「西向き」にベクトルを変え、仲哀の事績に潤色したことになります。

結局、『書紀』では景行と仲哀二人の事績に振り分けられていますが、実際は九州王朝の天子「前つ君」の事績だったのです。

4、「前つ君」とは邇邇芸命や彦火火出見尊を指す

そして、古田氏は邇邇芸命の降臨地を高祖連山の西で前原のある怡土平野としますから、邇邇芸命は「前つ君」の呼称が相応しい人物となります。さらに、邇邇芸命の子彦火火出見尊は怡土平野で、「襲名」により「五百八十歳（二倍年歴で実際は二九〇年間）」統治したとしますから、彦火火出見尊も「前つ君」にふさわしい人物となります。筑紫への侵攻（天孫降臨）から九州一円平定に至るまでには相当の年月の経過を思わせますから、仲哀紀や景行紀の「前つ君」には彦火火出見尊の方が相応しいと考えられるでしょう。

そして彦火火出見尊は前原を出発し、儺の縣に到り檀日宮に留まり（「儺の縣に到り、因りて檀日宮に居ます」）、そこから出航した可能性が高いのです。

なぜなら、「仲哀を最後まで随行した」→本来は「前つ君を最初から随行した」のは「伊都の縣主の祖五十迹手」となること、かつ出迎えに行く動機が「天皇の行いでますを聞き」とあることです。つまり仲哀が「来る」のではなく「行く（出発する）」と聞いて随行したというもので、これは縣主の本拠「伊都・怡土平野」から「前つ君」すなわち彦火火出見尊を送っていったことを表しているのです。

こうした山田氏の『書紀』における「仲哀の遠征方向」の分析により、古田氏が九州を平定した九州王朝の天子を、糸島前原から出征した「前つ君」とした正しさがさらに裏付けられたことになります。

した。九州王朝の神話は、単に「盗まれた」だけではなく、切り刻まれて近畿天皇家の天皇の事績に「すり替え」られていたのです。

5、白雉改元詔の「親神祖の知らず穴戸国」の意味

ちなみに、この記事から、九州王朝は九州一円の平定を終える以前に穴戸・周芳といった山口県も平定・統治していたことが読み取れます。遙か後代の「白雉改元詔」の中で「今我が親神祖むつかぎろぎの知らず穴戸国の中に此の嘉き瑞みつ有り」との詞があります。「神祖」とは「神と讃えられる天皇（皇）の祖」のことですが、「皇祖神」とされるのは天照大神又は神武天皇、或は天照から神武までの代々の総称であり、仲哀も神功皇后もこれに当たりません。しかし日向三代の邇邇芸命や彦火火出見尊であれば何の問題もないのです。「白雉」は九州年号ですから、その改元詔は当然九州王朝の詔となるわけで、「我が親神祖の知らず穴戸国」とは、今まで述べてきた九州王朝の神祖たる「前つ君」が穴戸・周芳を平定・統治したことを述べたものでした。

6、九州王朝の九州一円平定譚の盗用はまだ尽きない

これで、九州東岸平定譚に欠けている周芳の沙塵までの部分が「復元」できました。しかしまだ「九州一円の平定譚」に欠けている重要な部分があります。それは、①博多湾岸の糸島平野等の平定譚、②隣接する肥前の平定譚です。この部分は何と「神武紀」の「東征譚」に盗用されていたのですが、紙面の関係から次回に述べたいと思います。

（註1）本来は「大王」というべきだが、論述が邇邇芸や彦火火出見など神話時代に及ぶことから「天つ神の御子」という意味でここでは「天子」と呼ぶ。

（註2）山田宗睦「日本書紀の地名、二つ」（『古田史学の諸相・季節通巻第十二号』発行・エスエル出版会・一九八八年八月十五日）